

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福岡労働局

最終更新日：令和7年1月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)工内材木店	北九州市小倉南区	R6.3.7	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R6.3.7送検
(株)絆住研	福岡市博多区	R6.3.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.5メートルの受水槽上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.18送検
(株)ビートップシステム	福岡県大牟田市	R6.3.18	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月間の定期賃金合計約27万円を支払わなかったもの	R6.3.18送検
九州産交運輸(株) 中九州センター	福岡県小郡市	R6.3.19	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	58日間の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.3.19送検
石橋商事(有)	福岡県大牟田市	R6.3.19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2.26メートルの屋根上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.3.19送検
(株)アールファインズ	福岡県糟屋郡須恵町	R6.5.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	労働者が工事現場で右足を骨折し4日以上休業した労働災害について、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R6.5.15送検
松田組及び(株)山新建材工業	福岡市西区	R6.6.6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、共謀の上、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6.6.6送検
SUDAKEN(株)	宮崎県延岡市	R6.8.7	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2.8メートルの梁の上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.8.7送検
福田建設(株)	福岡県田川市	R6.9.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	深さ約3.4メートルのピット開口部に手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.17送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)ケンタツ	福岡県田川市	R6.9.17	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	深さ約3.4メートルのピット開口部に手すり等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.17送検
池田鋳金加工業	福岡県那珂川市	R6.9.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレートで葺かれた屋根の上で修繕作業を行わせる際、スレートの踏み抜き防止措置を講じていなかったもの	R6.9.18送検
フィールズジャパン(株)	北九州市小倉南区	R6.10.2	最低賃金法第4条	労働者2名に、2か月分の定期賃金合計約56万円を支払わなかったもの	R6.10.2送検
(株)木下組	長崎県佐世保市	R6.10.22	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第517条の5	高さ約8メートルの鉄骨上で作業を行わせる際、作業主任者に要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視する職務を行わせていなかったもの	R6.10.22送検
(株)創永	福岡市博多区	R6.11.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第527条	労働者に移動はしごを用いて住宅屋上への昇降を行わせるに当たり、移動はしごの転位防止措置を講じていなかったもの	R6.11.19送検
(株)誠里建設	福岡県行橋市	R6.11.26	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	傾斜地で車両系建設機械(ドラグ・ショベル)を用いて作業を行う際、誘導者を配置していなかったもの	R6.11.26送検
(株)坂本工業 古賀リサイクルセンター	福岡県古賀市	R6.12.10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、接触防止措置を講じず、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.12.10送検
レモン(株)	福岡県古賀市	R6.12.10	最低賃金法第4条	労働者9名に、3か月分の定期賃金合計約199万円を支払わなかったもの	R6.12.10送検
九宝工業(株)	福岡県古賀市	R6.12.16	最低賃金法第4条	地山の掘削作業主任者に、職務を行わせなかったもの	R6.12.16送検